

令和元年東郷町教育委員会 7月定例会	
日時	令和元年7月19日(金) 午後1時30分 開会 午後2時14分 閉会
場所	東郷町役場 2階第3会議室
出席委員	教 育 長 石川 光秋 委 員 近藤 万友美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良
欠席委員	教育長職務代理者 小出 直美
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 長谷川 光巨 学校教育課長 坂野 丈就 生涯学習課長 都築 英
会議録作成職員	学校教育課長 坂野 丈就
会議録署名委員	石川教育長 石田委員
教育長の報告	校長への指導事項等について
報告事項	(1) 7月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第33号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択について (学校教育課) 議案第34号 令和2年度使用中学校教科用図書の採択について (学校教育課) 議案第35号 東郷町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部改正につ いて(学校教育課) 議案第36号 東郷町教育委員会評価委員の委嘱について(学校教育課) 議案第37号 後援名義の使用許可について(学校教育課)
傍聴者	なし

<p>部長</p>	<p>こんにちは。教育部長の樋口です。よろしくお願いいたします。</p> <p>会に先立ちまして、各委員の机上に、東郷小だよりを始め、各種チラシなどを配布させていただきました。会議で使用する資料ではございませんので、後ほど、ご覧いただければと思います。</p> <p>それでは、ただいまから東郷町教育委員会7月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(全員異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしとのことですので、7月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と石田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第3、教育長の報告です。</p>
<p>教育長</p>	<p>7月11日(木)に行われました7月町内校長会議の報告です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不祥事関係 では、愛日校長会議でも報告があることを伝えました。 2 児童生徒関係の事故・事件では、(1) 岐阜県中学3年生転落死 情報共有できず 担任ら仲良しと認識 同級生がメモを渡す等の新聞記事があり心を痛めている。また、(2) 埼玉県中学2年生同級生刺殺 台所から刃物を持ってきて複数箇所刺す について今後の記事に関心を持ってほしいと伝えました。 3 文部科学省・県の関係では、毎年言っていることですが、9月1日(始業式日)自殺者が最も多い日なので気を付けて欲しいこと、(2)改正健康増進法、(3)改正児童福祉法の体罰禁止だけでなく、児童の意見表明権保障があることを知らせました。 4 依頼事項では、(2)若手教員への個人懇談会時の指導助言を行って欲しいことと、福井県での「新任教師の自殺 安全配慮義務を怠る 賠償命令6500万円 福井地裁」の記事を紹介しました。また、(3)東郷町いじめ基本方針にある「いじめとする項目」はいじめとして認識を持ってほしいことを依頼しました。 <p>次に、7月4日(木)に行われました7月愛日地方教育事務協議会の報告です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡島会長より、大阪ではG20があった。開催には莫大な費用がかかった。これを学校に使ってくれるとどれだけよいかと思う。自国の利益を優先する難しい時代となった。等の挨拶がありました。 4 その他の (1)教育事務所からの依頼・連絡事項で、渡辺所長から、夏季休業中の自殺、交通事故、熱中症、水の事故等に注意をして欲しい等の話があ

	<p>りました。榑原次長からは、不祥事の金銭関係として愛知県3件あり、修学旅行の積立金横領、お金を渡してのわいせつ事案、万引きの報告がありました。中山第二課長より、校長・教頭の任用審査候補者として、校長40人中10人女性、教頭69人中14人女性との報告がありました。人事係の武田先生から、管理職である校長は1/4、教頭は1/3が退職するので、管理職養成の必要を感じているとの話がありました。</p> <p>会の終わりに、「意見・要望」として、人員不足については、昨年度から県に要望したがどのように対応しているのか。早期改善をして欲しい。会計年度任用の福利厚生はどうなっているのか。再任用の待遇はどうなるのか。早期に回答をしてほしいとの要望等が出されました。</p>
教育長	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 7月校長会について（7月11日実施）</p> <p>ア 小・中学校ともに、1学期の個人懇談会、また、本日終業式が終わりました。特に大きな問題があったという報告は聞いておりません。どの学校も、無事に進めることができたと考えています。</p> <p>イ 中学校では、先週末までに運動部の夏の大会が終わりました。優勝した東郷中野球部、春木中男女剣道部、諸輪中女子バレー部をはじめ、生徒たちはよく頑張ったと思います。</p> <p>ウ 小学校では、水難防止訓練の一環として、3つの小学校で着衣水泳の授業を行ったという報告がありました。また、夏休みにはいつてすぐの「5年生の野外活動」に向けて、炊飯練習を行ったという小学校が4校ありました。</p> <p>エ 教職員の多忙化解消の一助として、今年度より自動応答機能付き電話とタイムカードを全校に導入しました。それぞれ、夜間の電話対応や手作業で行っていたこれまでの在校時間記録のとり方と違い、わずらわしさがなくなり大変助かっているという報告を受けました。</p> <p>オ エアコンが設置されましたが、設定温度28℃は少し厳しい、温度設定をもう少し緩和してほしいという意見が出ました。学校教育課としても、一度学校の様子を見に行きたいと考えています。</p> <p>カ 先月同様、どの学校も、児童生徒のけがや不登校傾向、友達とのトラブル等の報告がありました。その都度、2名のスクールソーシャルワーカーに積極的に相談をし、適切に対応しています。なお、先月末からスクールカウンセラーが各中学校で行われる生徒指導部会や運営委員会に参加し</p>

	<p>ており、何もないときでも情報交換が密にできるようになっています。</p> <p>キ 高嶺小学校で、「世界一大きな絵 2020」が完成しました。なお、関連記事が新聞にも掲載されました。</p> <p>ク 諸輪小学校3年生は、地域の田んぼをお借りして、お米づくりを行っています。このお米の名前は「ちりりんぺったん諸輪米」と言います。このお米の収穫時期に合わせ、外部から講師をお招きして「食の出前授業」を行う、という話がありました。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について 資料1ページをご覧ください。</p> <p>6月27日から7月12日までの間で、事業名で、第4回東郷体操まつり2019 東京2020を応援しようについて、過去に許可したものと同様の申請内容でしたので専決処分を行いました。</p>
学校教育課長	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料2ページをご覧ください。</p> <p>6月22日から7月12日の間で5名を認定しました。現在の状況は182名となっています。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>タイムカードを導入して、どれだけ改善されたのか、多忙化が解消されたのかを、モデル校として1校でも良いので、パーセンテージなどで数値化できると良いと思います。</p>
参事	<p>研究して、努力していきたいと思います。</p>
委員	<p>エアコンの温度設定が28℃で厳しいとのことですが、温度のみではなく、WBGTでも管理することが大事だと思います。</p>
参事	<p>検討課題とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第33号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択について、事務局の説明をお願いします。</p>
参事	<p>説明させていただきます。</p> <p>資料3ページをご覧ください。</p> <p>議案第33号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択について、別紙のとおり提案するものとします。</p> <p>この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、採択するため必要があるからです。</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律については、資料4ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、教科用図書の採択に係る全体概要を説明します。一部、第34号</p>

議案の内容であります、中学校の教科用図書についても触れさせていただきますので、ご了承ください。

資料5ページの「愛知県令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、基本的な方針として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。

また、3・4・5に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選択することとなっています。

次に、「採択にあたって準拠すべき事項」として、1に示されたように、小学校につきましては、市町村教育委員会は、教科書見本本を十分調査研究し、採択地区内小学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択することとなっています。これは、新学習指導要領の全面実施に伴うものです。

一方、2に示されたように、中学校につきましては、市町村教育委員会は、昨年度採択した「特別の教科 道徳」を除き、教科書見本本を十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択することとなっています。これは、「特別の教科 道徳」を除く他の種目の採択が今年度で4年を経過するためです。

なお、3以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することですので省略します。

続いて、東郷町が属する尾張東部教科用図書採択地区協議会の採択事務に関する経過報告を行います。

3月1日に、市町教育長が協議会委員・道徳の研究員を推薦することとなりました。

以後、4月24日、5月17日、5月28日に協議会・道徳研究員打合せ会が開催されました。この間、小学校につきましては各教科の、中学校につきましては道徳を除く各教科の調査研究が行われました。そして、7月9日に結果が尾張東部教科用図書採択地区協議会に報告され、協議の結果、小学校音楽以外は「採択替えなし」、小学校音楽は「教育出版」が選定されました。また、中学校の道徳を除く各教科は「採択替えなし」ということになりました。

資料8ページ、教科用図書の採択案一覧をご覧ください。

小学校につきましては、音楽以外は現在使用している教科用図書、音楽は令和2年度から「教育出版」のものを使用することを提案いたします。

小学校の各教科について、ご審議の上、採択していただきますようお願いいたします。

教育長	説明が終わりましたので、議案第33号について審議をお願いします。
委員	選定にあたって、どのような観点で調査研究が行われましたか。
参事	研究員は、共通の観点を持って調査研究にあたっています。

	<p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた内容か ② 愛知の教育の基本理念に即しているか ③ 児童の発達段階を考慮し、分量や内容が適切に選択されているか ④ 児童が深く考えることができ、多面的・多角的な見方や考え方ができるようになっているか ⑤ 印刷の鮮やかさ、文字の大きさや色彩はよいか。丈夫であるか、などです。
教育長	ほかに、質問がありましたらお願いします。
委員	尾張東部採択地区協議会の構成員はどのような人ですか。再確認させてください。
参事	<p>協議会委員は、愛日の各市町から、教育委員会代表、校長代表、教諭代表の3名ずつです。そこに2名のPTA代表が加わり、総勢35名です。</p> <p>一方、研究員につきましては、小学校の各教科は、校長1名が研究部長、教諭8名が研究員として組織されています。中学校の道徳を除く各教科は、校長1名が研究部長、教諭1名が研究員として組織されています。</p> <p>愛日地区の各市町から、発行社と利害関係のない人材をバランスよく選出しています。</p>
教育長	ほかに、質問がありましたらお願いします。
委員	小学校の外国語は、初めての教科書採択ですが、東京書籍の教科書の特徴を教えてください。
参事	<p>東京書籍は、世界の話題が、その国の生活や学校の様子、スポーツや環境問題など多岐にわたっています。また自国の文化の良さに気づかせ、それを発信する力も養おうとしており、国際協調の精神を養うことができます、また、豊富にQRコードが設定されており、QRコードを読み取ると動画を見ることができ、復習など家庭学習に役立てることができ、もちろん保護者も見ることができるので、児童がどんなことを学習しているか知ることができます。さらに、東京書籍にはSmall Talkが設定され、コミュニケーション活動に有効に利用することができます。</p>
教育長	ほかに、質問がありましたらお願いします。
委員	音楽の教科書が教育出版に替わるということですが、その決め手のようなものはありますか。
参事	<p>教育出版、教育芸術社とも新学習指導要領の趣旨を生かしたさまざまな工夫がなされ、児童が自ら進んで、音楽的な見方・考え方を働かせながら主体的・協働的に学ぶことができるように配慮されていますが、特に、教育出版社は学びのプロセスを示したり、五感を生かした学習活動により実感をもって音楽を聴き取ることができるようにしたりするなど、児童の主体的な学習を促進させる工夫がされています。また、鍵盤ハーモニカやリコーダーの導入時には細</p>

	やかなステップで練習を進められるよう工夫され、新出音も緩やかに段階を追って扱われるなど、着実に技能が定着していくよう配慮されていることが優れている点と言えます。
教育長	ほかに、質問がありましたらお願いします。
委員	これまでの使用実績を踏まえつつ、前回及び今回の採択での調査研究からすれば、採択協議会の案は適切だと思います。
教育長	ほかに、質問がありましたらお願いします。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第 33 号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第33号については可決します。 次に、議案第34号 令和2年度使用中学校教科用図書の採択について、事務局の説明を求めます。
参事	資料9ページをご覧ください。 議案第 34 号 令和2年度使用中学校教科用図書の採択について、別紙のとおり提案するものとします。 この案を提出するのは、先程の小学校教科用図書の採択同様、中学校教科用図書についても採択するため必要があるからです。 先ほど申し上げましたように、中学校においては、「特別の教科 道徳」を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択することとあります。ただし、今回の採択に当たっての教科書検定においては、新たな教科書の申請はありませんでしたので、前回、平成 27 年度の採択において調査研究しました教科書から採択することとなります。また、中学校の各教科につきましては、来年度に新学習指導要領の全面実施に伴って採択が行われます。そのため、今回、採択される教科書は来年度までの使用となります。 資料 11 ページをご覧ください。中学校の教科用図書につきまして、道徳を除く各教科は、現在使用している教科用図書を使用することをご提案申し上げます。道徳は昨年採択しましたので、今年度も同じ教科書を採択することになります。 ここでは道徳以外の各教科についてご審議賜りますようお願いいたします。
教育長	説明が終わりましたので、議案第34号について審議をお願いします。
委員	現在使用している教科書で、何か不都合などはありませんか。
参事	前回採択されてから4年が経過しようとしています、不都合はないと認識しています。

教育長	ほかに、質問がありましたらお願いします。
委員	これまでの使用実績を踏まえつつ、今回の採択での調査研究からすれば、採択協議会の案は適切だと思います。
教育長	ほかに、質問がありましたらお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第 34 号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第34号については可決します。 次に、議案第35号 東郷町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部改正について、事務局の説明を求めます。
学校教育課長	資料12ページをご覧ください。 東郷町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。 この要綱は、私立の高等学校等に在籍する生徒の保護者に対し授業料の補助を行い、公私立の学校間における保護者負担の格差是正を図ることにより教育の機会均等の原則を確保し、もって私立学校教育の振興に寄与することを目的とするものです。 説明として、この案を提出するのは、補助金額の上限規定を廃止するため所要の整備をする必要があるからです。 次に、22ページ議案の概要をご覧ください。 改正理由は、対象とする学校に私立中等教育学校（後期課程）を加えるため。 また、対象者が一律10,000円の補助金を受けられるようにするため、補助金額の上限規定を廃止し、補助金額より少ない授業料を負担している保護者を対象外とするよう規定を整備する必要があるため。 改正内容は、 (1) 第2条第1項関係で、対象とする学校に私立中等教育学校を加えること。 (2) 授業料の額が減免等により、年額で10,000円以下となる保護者を補助金の対象外とすること。 (3) その他所要の規定を整備すること。 施行期日は、令和元年10月1日からです。
教育長	説明が終わりましたので、議案第35号について審議をお願いします。
委員	改正前後で支給対象者数は、変わりますか。
学校教育課長	過去3年間の実績を見ると、10,000円未満の支給者はいないため、影響はないと考えます。

教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第35号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第35号については可決します。 次に、議案第36号 東郷町教育委員会評価委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。
学校教育課長	始めにその趣旨について説明します。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第26条）により、教育委員会は毎年、教育に関する事務の管理及び状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに公表することが義務付けられています。 資料23ページをご覧ください。 委嘱する者は、坪田孝子様と渡辺恵様で、昨年度もお願いさせていただいた方で、本年度で2年目です。発令日付は令和元年7月19日、任期は、令和元年7月19日から令和元年9月30日までです。 説明として、この案を提出するのは、東郷町教育委員会の点検及び評価に関する要綱第3条の規定に基づき、教育委員会が委嘱するため必要があるからです。
教育長	説明が終わりましたので、議案第36号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第36号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第36号については可決します。 次に、議案第37号 後援名義の使用許可について、事務局の説明を求めます。
学校教育課長	資料24ページをご覧ください。 後援名義について下記のとおり申請があり、学校が実施する事業であるため使用を許可するものです。 1 主催者 愛知県立東郷高等学校 2 事業名 愛知県立東郷高等学校 吹奏楽部 定期演奏会 3 実施日 令和2年3月26日（木）、27日（金） 4 会場 東郷町民会館ホール 5 説明 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 資料25ページ後援名義申請書をご覧ください。 趣旨は、東郷高等学校吹奏楽部の日ごろ練習成果の発表と校外の方々に鑑賞

	<p>してもらふことにより、地域の方々との交流と芸術文化の活性化に寄与するものです。</p> <p>また、吹奏楽部の実績は、資料27ページのとおりです。</p> <p>後援名義の申請を提出されるのは、今回が初めてです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第37号について審議をお願いします。
委員	質問・意見
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第37号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第37号については可決します。</p> <p>7月定例会の日程は、これですべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。</p> <p>《以後、教育部長の取り回しによる、行事報告及び行事予定です。》</p>